

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 売木村

増減収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債交付可能額 C	増減財政規模 D
99	577	33	710

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,131	1,069	62	45	29	1,149	
一般会計等	1,131	1,069	62	45	29	1,149	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左の「1」-「2」 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	163	153	10	10	38			
(直診勘定)	101	94	7	7	13			
簡易水道特別会計	62	59	3	3	25			
簡易水道特別会計	85	85	0	0	70	709	606	
下水道事業特別会計	50	50	0	0	35	353	324	
老人保健特別会計	12	12	0	0	1			
後期高齢者医療特別会計	6	6	0	0				
介護保険特別会計 (保健事業勘定)	134	130	4	4	2			
(介護サービス事業勘定)	89	86	3	3				
(介護サービス事業勘定)	45	44	1	1	2			
公営企業会計等 計				14		991	801	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左の「1」-「2」等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左の「1」-「2」 等繰入見込額	備考
南信州広域連合 (一般会計)				38		2,470	25	
(ふもと市町村圏基金(歳入分)特別会計)				7				
(飯田広域消防特別会計)				23				
(阿南学園特別会計)				40		1		
下伊那南部総合事務組合				6		340	14	
長野県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)				143				
(後期高齢者医療事業会計)				7,074				
下伊那郡町村公平委員会組合				0				
下伊那自治センター組合				0				
南信州地域町村交通災害共済事務組合				6				
下伊那郡土木技術センター組合				6				
長野県市町村自治振興組合				2				
長野県市町村総合事務組合 (一般会計)				69				
(非常勤職員公務災害補償特別会計)				2				
一部事務組合等 計				7,416		2,811	39	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
◎◎土地開発公社 ★★道路公社 ◇◇財団 …	該当なし								
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	107	102	△5
減債基金	115	138	23
その他充当可能基金	322	394	72
充当可能基金 計	544	634	90

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.33	6.33	0.00		△20.00	簡易水道特別会計	-	-	0.00
連結実質赤字比率	9.65	8.31	0.00		△40.00	下水道事業特別会計	-	-	0.00
実質公債費比率	24.3	20.7	3.6	25.0	35.0				
将来負担比率	151.0	93.1	57.9	350.0					
財政力指数	0.13	0.13	0.00						
経常収支比率	80.1	74.4	5.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。